

## 建設工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の 改正について

建設工事の適正な履行を確保するため、国の低入札価格調査基準の改正を踏まえ、建設工事における「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」を次のとおり改正することにしましたので、お知らせします。

### 1 改正内容

国の算定方法に準じ、算定の基礎となる額について、一般管理費の割合を55%から68%に改正します。

《 現 行 》

《 改 正 後 》

【算定方法】
①直接工事費の9.7%
②共通仮設費の9.0%
③現場管理費の9.0%
④一般管理費の <u>5.5%</u>



【算定方法】
①直接工事費の9.7%
②共通仮設費の9.0%
③現場管理費の9.0%
④一般管理費の <u>6.8%</u>

[計算方法]

$(①+②+③+④) \times \text{ランダム係数}(1.0001 \sim 1.005) \times \text{消費税及び地方消費税}$

### 2 施行日

令和4年8月1日以降に入札を公告し、または指名する工事から適用します。

- 最低制限価格制度  
最低制限価格を下回る金額を提示した入札参加者を一律失格とすることにより、工事の適正な履行を確保することを目的とした制度です。
- 低入札価格調査制度  
調査基準価格を下回る金額で入札を行ったものについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合には、当該入札者を落札者とししない制度です。  
本市では、政府調達協定の適用を受ける工事（予定価格 22 億 8,000 万円以上）について低入札価格調査制度を適用しています。